

事業系廃棄物処理に関する



1. 事業用大規模建築物の所有者の役割について

Q.1 事業用大規模建築物の所有者及び利用者の役割は？

A.1 ◆所有者(占有者)の役割
◆利用者(賃借事業者、テナント、従業員)の役割

- ①ごみ減量の義務
- ②「廃棄物管理責任者」の選任・届出の義務
- ③「再利用計画書」の作成・提出の義務
- ④廃棄物保管場所の設置(既存の建物は努力義務)など

- ①所有者への協力義務
- ②減量活動の実践
- ③ごみの分別と発生抑制など

Q.2 「廃棄物管理責任者」の役割は？

A.2 事業用大規模建築物(以下「建物」という。)の所有者は、建物から発生する廃棄物の保管や処理などの実務責任者として廃棄物管理責任者を選任します。

主な役割は、以下のとおりです。

- ①事業系ごみの発生量、廃棄量、再利用量の日常的把握
- ②事業系ごみの処理における法令遵守と適正処理の日常的確認
- ③事業系ごみの発生・排出抑制、再利用、資源化の推進
- ④建物使用者と利用者に対するごみの発生・排出抑制、再利用、資源化の指導
- ⑤区及び所有者との連絡調整

なお、複数の事業者が同居する商業ビルでは、事業者ごとに処理方法が異なると計画的な処理が難しくなります。

廃棄物管理責任者が中心となり、各事業者と協力し建物から発生するごみの分別や処理方法の統一をすすめてください。区では、廃棄物管理責任者を対象に「廃棄物管理責任者講習会」を毎年度実施しています。新任者には受講のご案内をしていますのでご参加ください。

Q.3 「再利用計画書」はなぜ作成するのですか？

A.3 区の条例では、建物の所有者に、当該建物で生じる廃棄物の減量・リサイクルに関する計画の作成と計画書の提出を義務付けています。再利用計画書は、前年度のごみ量の実績を基に新年度の計画作成を行っていただきますので、ごみの減量だけでなく、在庫調整も含めた排出抑制など、経費削減の目標値とすることもできます。なお、区へ提出する再利用計画書とは別に、産業廃棄物が年間1,000 t以上発生する事業場を設置している事業者は、産業廃棄物の減量等に関する処理計画を都知事に提出しなければなりません。

Q.4 ごみ減量とリサイクルを推進するメリットはあるのですか？

A.4 建物や事業所におけるごみ減量、リサイクル推進は、企業市民としての使命であり、循環型社会形成においても重要になっています。特に、資源物の分別がすすめば、処理費用の負担軽減や、再資源化が容易になり環境負荷の低減効果が見込まれます。また、企業イメージや従業員のコスト意識の向上につながります。

2.廃棄物の処理全般について

Q.5 「廃棄物」とは？

A.5 『廃棄物処理法』では、「廃棄物」とは、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。」と定義しています。

Q.6 「循環資源や有価物」と「廃棄物」の関係は？

A.6 『循環型社会形成推進基本法』では、「循環資源」は「廃棄物」のうちで有用なものを指しています。

『廃棄物処理法』では、有価で取引される「循環資源」は「有価物」であり「廃棄物」に該当しないとしています。売却代金と運搬費を相殺しても、排出者側に費用負担が生じているか否かがひとつの判断基準になります。

次ページ Q.7 から Q.14 →

Q.7 事業所の廃棄物はどのように処理するのですか？

A.7 事業活動に伴う廃棄物は、『廃棄物処理法』で事業者自らの責任において適正に処理することとされています。

自らの責任とは、自己で処理すること以外に、適正に処理できる者に委託すること含まれます。廃棄物処理を委託する場合には、事業系一般廃棄物は足立区長の許可、産業廃棄物は東京都知事の許可を受けている者に委託してください。許可を受けていない者に委託した場合は廃棄物処理法違反で罰せられます。ただし、「古紙、くず鉄(古銅等を含む)、空きびん類、古繊維」の4品目のみを再生を目的に回収する者や、環境大臣により再生に係る広域認定や指定を受けている者については、許可を有していなくても取り扱うことができます。

Q.8 廃棄物の「処理」とは何ですか？

A.8 『廃棄物処理法』では、廃棄物の処理を「分別、保管、収集、運搬、再生、処分等」としています。事業者は、廃棄物の分別、保管を行い、自ら若しくは許可を有する者に委託して、収集、運搬、処分を行ってください。

Q.9 事業系一般廃棄物とは？

A.9 事業系一般廃棄物(以下「一般廃棄物」という。)とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。事務所などで生じる「厨芥類(茶殻、残飯等の生ごみ)、木くず、紙くず」などが該当(製造工場などの生産くずは産業廃棄物に該当)します。足立区では、一般廃棄物の処理料金は、『条例』で定める処理手数料相当額(1kgあたり46円)が上限となりますので注意してください。

Q.10 産業廃棄物とは？

A.10 産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち『廃棄物処理法』で定める「燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類」の6種類と、『廃棄物処理法施行令』で定める「ゴムくず、金属くず、ガラスくず」などの14種類、計20種類の廃棄物をいいます。産業廃棄物には処理料金に関する規定はありません。廃棄物処理を委託する場合は、事業者自身で適正な金額であるかを判断し契約してください。

Q.11 廃棄物処理委託契約はどのようなものですか？

A.11 廃棄物処理の委託契約には、収集運搬に係る契約、処分(中間処分、最終処分)に係る契約があります。

Q.12 廃棄物処理委託契約で注意する点がありますか？

A.12 産業廃棄物は、『廃棄物処理法』で委託契約の書面作成が義務付けられています。一般廃棄物の委託契約について法的な定めはありませんが、許可を有していない者への委託や再委託が『廃棄物処理法』で禁止されていることから、書面による委託契約を推奨しています。産業廃棄物処理の契約書面は、『廃棄物処理法施行令』第6条の2第4号及び『廃棄物処理法施行規則』第8条の4の2に定める事項を含めて作成してください。

Q.13 マニフェストとは何ですか？

A.13 マニフェストとは、『廃棄物処理法』第12条の3に定める産業廃棄物管理票と、区が『条例』で定める一般廃棄物管理票の2種類があります。産業廃棄物管理票は、産業廃棄物の処理を委託した者が処理受託者に対し、必ず交付しなければなりません。一般廃棄物管理票は、臨時で排出する場合や、1日平均100kg以上(月平均3t)の清掃工場などの区長の指定する処理施設に搬入する廃棄物を排出する場合に交付及びその保存が義務づけられています。

Q.14 マニフェスト使用で注意する点がありますか？

A.14 産業廃棄物管理票は、『廃棄物処理法』で廃棄物の排出量に係わらず、産業廃棄物の種類ごとに作成が義務付けられています。交付していない場合や管理票を適正に管理していない場合、処理業者だけでなく排出事業者も処罰されます。(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)

マニフェスト制度は、排出事業者が自らの責任において、廃棄物の処理工程を管理するための制度です。交付した廃棄物管理票(マニフェスト)は、5年間の保存義務があります。

廃棄物処理法（抜粋）

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

（事業者及び地方公共団体の処理）

第11条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。（以下略）

（事業者の処理）

第12条（中略）

7 産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、（中略）発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（抜粋）

第1章 第3節 事業者の責務

第9条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量しなければならない。

- 2 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合において、その適正な処理及び再利用が困難になることのないようにしなければならない。
- 4 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し区の施策に協力しなければならない。

第2章 第2節 事業者の減量義務

（事業系廃棄物の減量）

第15条 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等再利用を促進するために必要な措置を講ずる等により、その事業系廃棄物を減量しなければならない。

（廃棄物の発生抑制等）

第16条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）及び再生品を利用するよう努めなければならない。

（事業用大規模建築物の所有者等の義務）

第19条 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者は、再利用を促進する等により、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

- 2 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を区長に届け出なければならない。
- 3 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、再利用に関する計画を作成し、当該計画書を区長に提出しなければならない。
- 4 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。
- 5 事業用大規模建築物の占有者は、当該事業用大規模建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量に関し事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。

問い合わせ先一覧

事業系ごみに関すること

| 事業系一般廃棄物に関すること | |
|---|---------------|
| 足立区 環境部ごみ減量推進課業務係 (足立区中央本町1-17-1 区役所南館11階) | ☎03-3880-5302 |
| 足立区 環境部足立清掃事務所 (足立区東伊興3-23-9) | ☎03-3853-2141 |
| 産業廃棄物に関すること | |
| 東京都 環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課 指導担当(排出事業者に関することなど) | ☎03-5388-3586 |
| 審査担当(産業廃棄物処理業の許可・変更に関することなど) | ☎03-5388-3587 |
| 規制監視担当(産業廃棄物に関する苦情など) | ☎03-5388-3589 |

主なリサイクル関係団体

| | | |
|---------|------------------|---------------|
| 古紙 | (公財)古紙再生促進センター | ☎03-3537-6822 |
| アルミ缶 | アルミ缶リサイクル協会 | ☎03-6228-7764 |
| スチール缶 | スチール缶リサイクル協会 | ☎03-5577-2241 |
| プラスチック | (一社)プラスチック循環利用協会 | ☎03-6810-9146 |
| PETボトル | PETボトルリサイクル推進協議会 | ☎03-3662-7591 |
| 発泡スチロール | 発泡スチロール協会 | ☎03-3861-9046 |
| 充電式電池 | (一社)JBRC | ☎03-6403-5673 |
| 廃食用油 | 全国油脂事業協同組合連合会 | ☎03-6284-4977 |

その他

| 一般廃棄物処理業者の紹介(一般廃棄物管理票の販売) | |
|--------------------------------|----------------|
| 東京廃棄物事業協同組合 | ☎03-3232-6249 |
| 産業廃棄物処理業者の紹介(産業廃棄物管理票の販売) | |
| (一社)東京都産業資源循環協会 | ☎03-5283-5455 |
| 再利用対象物の回収業者の紹介 | |
| 城北リサイクル協同組合 | ☎03-3880-2365 |
| 電子マニフェストについて | |
| (公財)日本産業廃棄物処理振興センター (サポートセンター) | ☎0800-800-9023 |